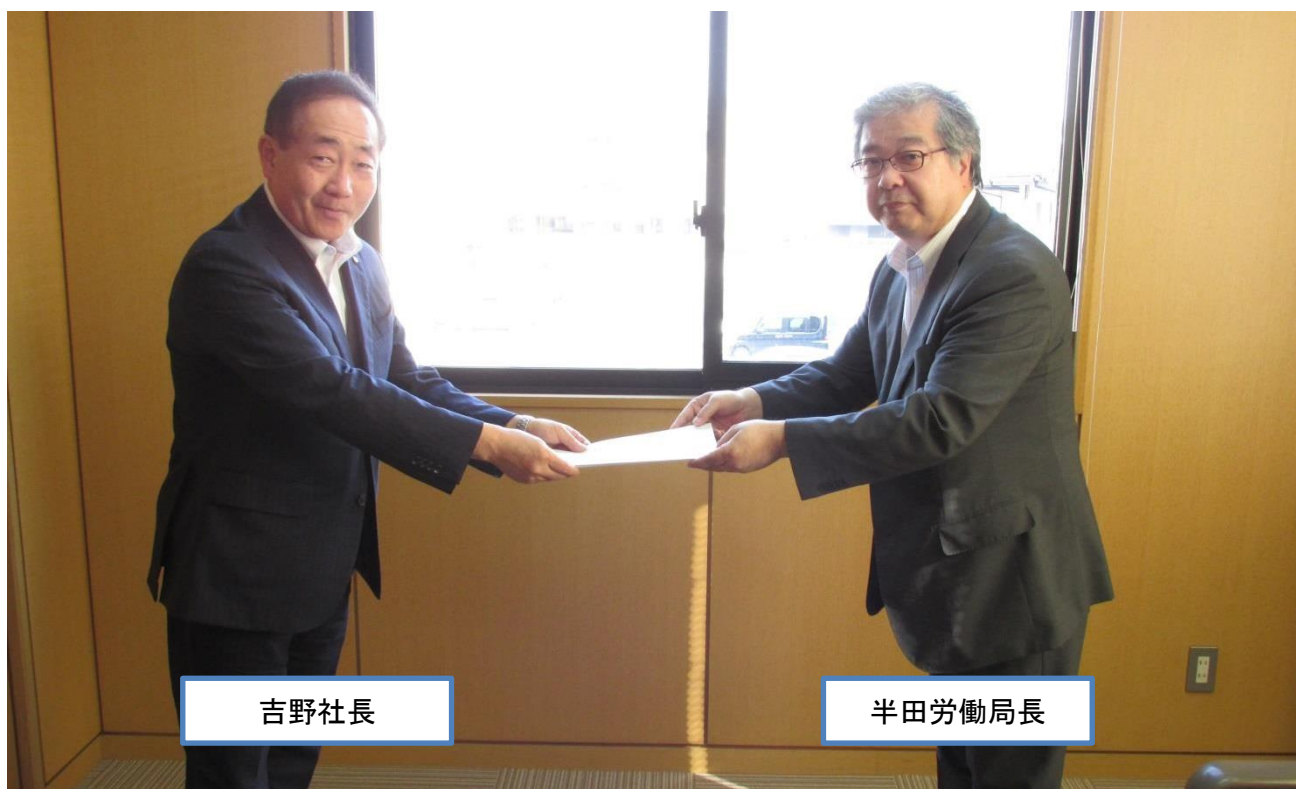


## 桐生建設 株式会社

群馬労働局では、局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、女性や高齢者が働きやすく、また意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しています。

平成 29 年 9 月 26 日、「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として経済産業省等から「健康経営優良法人 2017」（中小規模法人部門）に認定された桐生建設株式会社を訪問し、吉野雅比古社長より健康管理や労働時間の削減など職場環境の向上等に関するお話を伺うとともに、「働き方改革」へのさらなる取り組みをお願いしました。



### 【会社概要】

本 社	群馬県桐生市宮前町 2 丁目 14-1
創 立	大正 7 年 10 月
代 表 者	代表取締役社長 吉野雅比古
労働者数	33 名 （平成 29 年 9 月 26 日現在）
事業内容	新築住宅、リフォーム、マンション、店舗、事務所、土木工事、建設工事全般

---

## 健康経営と職場環境の改善について

---

当社は新築住宅、リフォーム、マンション、土木工事、建築工事全般を行う総合建設業です。

15年程前になりますが「生活習慣病が成人病と呼ばれていた頃」、高血圧などの基礎疾患はあった様ですが、まだ若い働き盛りの社員が亡くなるという出来事が続いた時期があり、社員の健康は本人だけの問題ではなく、家族、会社にとっても非常に重大な問題であると改めて感じました。

そこで、健康診断の費用負担、検査項目の充実、検査結果の分析及び保健指導の実施、さらには、スポーツジムと会社が法人契約を結び社員が無料で施設を利用できるようにするなど、社員が自身の健康状態を把握し生活習慣の改善及び健康増進に積極的に取り組める様、職場環境の改善に努めています。

---

## 新しい技術と生産性の向上について

---

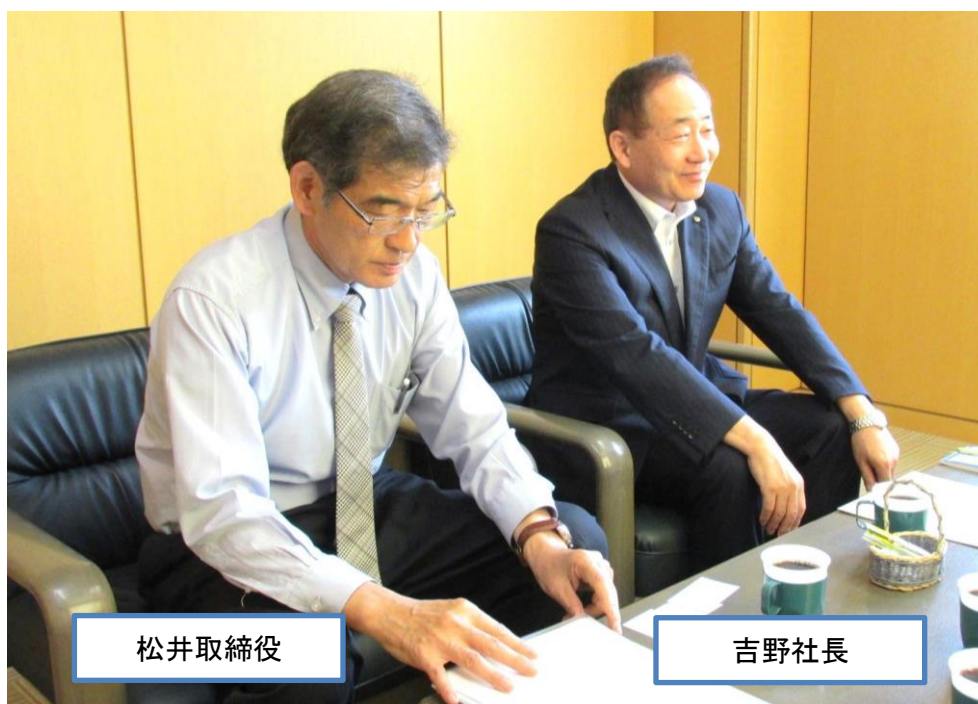
生産性を上げる一番の方法は現場をきれいにすることだと思います。

部品や道具を整理整頓しきれいに並べておけば作業効率は上がり、必然的に生産性が向上するものと考えます。私どもの現場にタバコの吸い殻が落ちていることはありません。

ただ、それだけでは限界があり新しい技術の導入は必要と考えます。建設業はすでに機械化が完成されているイメージがありますが、今後の人手不足対策として、機械の自動運転技術などを取り入れていくことが必要になると思います。

最近よく耳にするドローンですが、大手の企業などでは測量作業の一部等で既に導入されていると聞いていますが、建設業では現場ごとに環境が異なり、通信などの周辺環境が整わないと活用できない場合もあり、積極的に導入する事には時間がかかると思います。

しかし、ドローンの身近な活用方法としては、住宅の屋根やビルなどの高い場所での点検作業などでは、社員が高所に上る必要が少なくなるため、コストが下げられ安全性の向上にも大きく役立つのではないかと考えます。



松井取締役

吉野社長

---

## 仕事と子育ての両立支援について

---

当社の女性社員は3名で、育児休暇等を取得している社員はいません。

子供の都合で出勤時間を遅らせたり早退したりする社員はいますが、臨機応変に対応しています。

当社は平成22年に「群馬県育児いきいき参加企業」としての認定を受け、育児休業制度の充実・利用促進を図り、働きやすい職場環境づくりについて推進しておりますが、建設業という職業柄天候や工期に大きく影響を受ける反面、始業・終業時刻等の勤務時間については多少の融通が利くため、男性社員の子供の保育園等の送迎や、子供の学校行事やPTA活動への積極的な参加などを奨励し、仕事と子育ての両立を支援しています。

---

## 再雇用・定年延長

---

当社は、再雇用制度を導入しております。60歳を定年として退職金を支払った上で年金支給の65歳まで再雇用しております。

社員本人にとっても会社にとっても働けるうちは働いた方が良いと思っています。健康を害する一番の理由は生活リズムが乱れることだと思いますし、働くことによって心にハリができると思います。

ただ、定年延長で全員一律で65歳まで働いてもらうというのは現実的には難しいと思います。高齢になると健康状態についても個人差が大きくなり誰もが元気に働けるとは限らないからです。なかには60歳以降働くことが難しい人もいると思います。

---

## 労働局より

---

厚生労働省では、「働き方改革」の一環として、10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた年次有給休暇の取得を促進しています。

年次有給休暇は、労働者が心身のリフレッシュや自己啓発などを図れるように、有給で休暇を取ることを認めた制度です。これは最終的に労働者のモチベーション向上や生産性の向上に繋がり、会社の業績を上げる原動力になると考えられますので、年次有給休暇の取得促進等「働き方改革」の取組の更なる推進にご協力いただきますようお願いいたします。